

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年10月28日	
【会社名】	シンワアートオークション株式会社	
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎	
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号	
【電話番号】	03(5537)8024	
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号	
【電話番号】	03(5537)8024	
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	112,860,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	330,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年10月28日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	330,000株	112,860,000	56,430,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	330,000株	112,860,000	56,430,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、56,430,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
342	171	100株	平成28年11月14日(月)	-	平成28年11月14日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、申込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額の払込みを行うものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
シンワアートオークション株式会社 経理部	東京都中央区銀座七丁目4番12号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 銀座通支店	東京都中央区銀座五丁目8番15号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
112,860,000	4,500,000	108,360,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用200万円、登記関連費用90万円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用等）160万円となります。直接金融による資金調達にあたっては、当該費用の支出は必然であることから、当該費用の支出は合理的なものと判断しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
中国芸術品投資管理有限公司への投資資金（注2、3）	52,000 (4,000,000HKD 注4)	平成28年11月～ 平成28年12月
アジア事業拡大のための運転資金（注5）	56,360	平成28年12月～ 平成29年12月

（単位：HKD = 香港ドル）

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 当社と中国芸術品投資管理有限公司との関係につきましては、後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」をご参照下さい。
3. 喜昌投資有限公司（以下「CHEERY FORTUNE」という。）の100%子会社であり、文化事業部門を担う会社である中国芸術品投資管理有限公司の増資を引き受ける予定であります。中国芸術品投資管理有限公司は、事業を開始するにあたり、総額10,000,000HKD相当の増資を実施し、その全部をCHEERY FORTUNEと当社で引き受けます。最終的な出資比率は、CHEERY FORTUNE60%に対して当社40%となる予定であります。これにより、中国芸術品投資管理有限公司は、当社の持分法適用会社となる予定であります。なお、中国芸術品投資管理有限公司は増資及び合併後、中国大陸系企業の実業収集の仲介及びコンサルティング、中国大陸系企業が保有する美術館への作品納入及びそれを通じての日本近代美術及びコンテンポラリーアートの市場創造と拡大、アジアの富裕層に向けた高級アイテム及びサービスの紹介と販売、中国大陸系企業の日本への投資の仲介等の事業を行う予定であります。
4. 中国芸術品投資管理有限公司の増資にあたっての払込通貨はHKDであります。上記の投資資金は、1HKD = 13円で計算しており、為替の変動により投資資金の額は変動する可能性があります。
5. CHEERY FORTUNEとの業務提携及び中国芸術品投資管理有限公司の事業開始により、当社は、日本において中国芸術品投資管理有限公司が事業展開をする際のサポートをすることになります。特に当初は、これまで当社が培ってまいりました実績と信頼をもとに、日本における美術品等の購入窓口として実際に美術品等を購入するなどの重要な役割を果たすことになると考えられ、そのための資金の一部とする予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	采譽投資有限公司
本店の所在地	ROOM 1204-1205, 12/F., Overseas Trust Bank Building, 160 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong
代表者の役職及び氏名	董事長 張志軍
資本金	1 HKD
事業の内容	持株会社
主たる出資者及びその出資比率	張志軍 100%
国内における主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。

（単位：HKD = 香港ドル）

- （注）1．割当予定先は、当社を含む様々な企業体との業務提携等を目的として平成27年5月に設立されたものであり、まだ具体的な事業を開始しておりません。
- 2．割当予定先の資本金は1 HKDですが、活動資金に関しましては、現在のところ代表者兼株主である張志軍氏の貸付によっております。後述の本第三者割当増資の払込みに要する資金につきましても、張志軍氏からの貸付資金が充てられる予定であります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（注）当社と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、これまで日本国内におけるオークション市場の拡大を目指してまいりました。

特に、当社の平成26年5月期からは、5カ年にわたる中期経営計画に取り組んでおり、その中で「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の再評価と価値付けを今まで以上に積極的に行っていくことを謳っております。

これを実現するためには、当社がマーケットメーカーとして機能し、日本に最低でも年間1,000億円規模の安定的な美術品オークション市場のプラットフォームを構築する必要があります。具体的には、まず長期間にわたる国内経済の停滞によって、ピーク時の20分の1以下にまで縮小してしまった美術品取引市場を再び成長軌道に乗せる事が必要です。市場においては、高額作品の取引価格が再び上昇する事で、市場全体の相場を押し上げる効果があり、さらに市場参加者が増えるという好循環が生まれるものと考えております。当社は、国内において高額で質の高い作品を主力とするオークション会社として美術品取引業界に広く認知されており、当社の取引実績が美術品の国内相場形成に極めて大きな影響を与えると考えます。即ち、当社が安定的な実績を上げることで市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能となると考えております。この目標達成のためにも、当社のオークション事業そのものの収益力を強化し、圧倒的な資金力をもって日本近代美術市場を下支えしていくことが必要ですが、未だ外的要因に大きく左右されるオークション関連事業からの収益のみに頼ることは困難な状況であります。

従いまして、当社が今まで手掛けてこなかった、外的要因の影響を比較的受けにくい、新しい事業により、継続企業としての安定的な収益源を確保するべく、当社は、平成25年4月に、エーペック株式会社の全株式を取得し子会社化してエネルギー関連事業を、シンワメディカル株式会社（現シンワメディコ株式会社）を設立して医療機関向け支援事業をそれぞれ開始し、将来にわたる収益の源泉を確保することに努めております。

特にエネルギー関連事業におきましては、前連結会計年度から収益化しており、医療機関向け支援事業におきましても、医療ツーリズムを収益の柱にするべく準備を進めております。

ところで、当社が属する美術市場は、現政権発足当時は、アベノミクスの恩恵を受け、順調に推移するものと考えられておりましたが、国内経済全体としては緩やかな回復基調が継続しているものの、円高基調や、アジアを含む世界経済の減速懸念を背景に、現政権によるインフレ目標政策は、2%の到達時期を順次先送りしている状況にあり、このような環境下において、オークション関連事業全般は、特に作品の募集環境が一昨年までの先高期待感のある状況から変化し、先行き不透明感を増してきております。

このままでは日本の美術そのものが歴史から消えてしまうこともあり得るという危機的状況にあるにもかかわらず、大規模で安定的な美術品オークション市場のプラットフォームの構築と、圧倒的な資金力をもって日本近代美術市場を下支えするという計画の実現には、未だ遠い状況にあります。

そのような状況の中、昨年春頃に、当社の元アジア事業部長として古書オークションを手掛けた実績を持つ、中華人民共和国香港特別行政区に拠点を置く民間衛星テレビ局である鳳凰衛視控股有限公司(フェニックステレビ)のプロデューサーである謝冰氏から、香港において文化事業会社(後のCHEERY FORTUNE)を設立する計画があり、その文化事業会社が日本において事業展開する際のパートナーにならないかとの提案を受けました。また、その文化事業会社は、中国の海航資本集团有限公司(以下「HNA Capital」という。)と戦略的提携をする可能性があるとのことでした。HNA Capitalは、中国海南省海口市に拠点を置く海航集団(以下「HNAグループ」という。)の中核を担っております。平成20年よりアジアに進出してまいりました当社にとって、HNAグループとの関係を構築していくことは、当社の本業であるオークション関連事業のみならず、当社グループ全体の事業に幅と奥行きを持たせるだけの多大なるメリットがあるものと考え、昨年の秋頃から、謝冰氏(後に当社とCHEERY FORTUNEにより合併化する中国芸術品投資管理有限公司の執行総裁に就任します。)と当社代表取締役社長倉田陽一郎とにより、資本業務提携に関する具体的な協議を開始いたしました。

協議を重ねていく中で、平成27年12月には、CHEERY FORTUNEが設立され、その傘下に、メディア事業、投資事業、文化事業の各法人を置くという構想が具体化し、当社はその中の文化事業会社と合併事業を開始するというものでありましたが、最終的には、当社とCHEERY FORTUNEとの業務提携により、CHEERY FORTUNE傘下の文化事業会社を合併化して、中国大陸系企業のアート収集の仲介及びコンサルティング、中国大陸系企業が保有する美術館への作品納入及びそれを通じての日本近代美術及びコンテンポラリーアートの市場創造と拡大、アジアの富裕層に向けた高級アイテム及びサービスの紹介と販売、中国大陸系企業の日本への投資の仲介等の事業を行う、その合併にあたっての当社の資金については、当社が新株式を発行の上、これをCHEERY FORTUNEの100%親会社である采譽投資有限公司に割り当てることにより調達する(以下「本第三者割当増資」という。)という、采譽投資有限公司に対する本第三者割当増資による新株式発行及びCHEERY FORTUNEとの業務提携契約の締結を内容とする資本業務提携(以下、「本資本業務提携」という。)を行うことで合意に至っております。

当社の現状の手元資金は、当社の本業であるオークション事業資金として確保することを予定しており、合併事業への投資には不十分な状況にあります。

また、資金調達の方法としては、金融機関等からの借入れが代表的な方法であります。当社の現況において、間接金融による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率及び利益率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様への株式の希薄化という問題を意識しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。当社の財務体質の強化と経営の効率化からの観点も踏まえ、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達ではなく、株式の発行による資金調達を行うべきであると判断致しました。

株式の発行方法については公募増資やライツ・オフリングといった方法もありますが、第三者割当の方法に比べて調達金額に占めるコストが高くなることを踏まえ、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断しております。

一方で、第三者割当による株式発行の場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、発行価額を現在の株価(具体的には、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年10月27日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値)と同額にすることで、希薄化による株価の下落を抑制することができると考えております。更に、上記のとおり、CHEERY FORTUNEとの業務提携関係、ひいてはHNAグループとの関係をより強固なものとするために、資本提携まで行うことが、当社の中長期的な成長に資するものであると判断しております。本資本業務提携による中国本土の美術品取引市場における本格的な事業展開が、市場での評価に繋がり、一段の株価上昇によって株主の皆様への還元にもつながっていくという好循環を期待しております。また、CHEERY FORTUNEとの業務提携の成果が具現化することにより、HNA Capitalとの関係を構築していくことができるという点で、他の資金調達手段より優れており、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの共通の利益になるものと判断いたしました。

本第三者割当増資は、当社とCHEERY FORTUNEとの業務提携と併せて実施するものであり、業務提携効果をより確実なものとするともに、HNAグループとの関係を構築することが、大きな目的であります。これにより、中長期的にも当社の成長と企業価値の向上を十分見込めるものと認識しており、既存株主の皆様への利益拡大につながるものと判断し、采譽投資有限公司を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

采譽投資有限公司 330,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先である采譽投資有限公司からは、割当する株式の保有方針について、本資本業務提携の下、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である采譽投資有限公司より、本第三者割当増資の払込みは十分に可能である旨の書面での確約及び、必要な資金の確保についても支障が無い旨の書面での報告を受けております。采譽投資有限公司の資本金は1HKDであります。本第三者割当増資の払込みに要する資金はその代表者兼株主である張志軍氏からの貸付資金が充てられる予定であり、張志軍氏から采譽投資有限公司への銀行送金記録（平成28年10月11日付）を確認した結果、本第三者割当増資に関して同社による拠出が必要となる資金の確保について問題はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である采譽投資有限公司及びその代表者兼株主である張志軍氏に関して、弁護士事務所（曾我法律事務所：東京都新宿区本塩町7-6 四谷ワイズビル2階）に調査を依頼し、また、インターネット等のメディア掲載情報を検索することにより確認するとともに、割当予定先へのヒアリングの方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は株主（出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年10月27日）の株式会社東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場」における当社普通株式の終値である342円といたしました。

なお、当該直前営業日の1ヶ月間の終値平均324円に対するかい離率は5.56%、当該直前営業日の3ヶ月間の終値平均329円に対するかい離率は3.95%、当該直前営業日の6ヶ月間の終値平均343円に対するかい離率は0.29%となっております。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準といたしました理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためであります。

なお、平成28年10月28日開催の上記取締役会に出席した、監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、本資本業務提携の内容、当社を取り巻く事業環境、直近の当社の業績動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、特に有利な発行価格には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の平成28年10月28日現在の発行済株式総数6,596,900株（総議決権数57,334個）に対して、本第三者割当増資により発行される株式数は330,000株（議決権数3,300個）であり、発行済株式総数に対して5.00%（総議決権数における割合は5.76%）の希薄化が生じます。

しかしながら、CHEERY FORTUNEとの業務提携関係から派生する当事業の中国への本格的な進出、ひいてはHNA Capitalとの関係を築くことができるという点で、当社の中長期的な成長に大いに資するものであると考えており、その比較検討において、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、合理的な範囲のものであると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社ジャパンヘルスマ ミット	宮城県仙台市青葉区本町2-14-24	336,500	5.87	336,500	5.55
采豊投資有限公司	ROOM 1204-1205, 12/F., Overseas Trust Bank Building, 160 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong	-	-	330,000	5.44
株式会社アセットマネジメン ト	愛知県名古屋市東区主税町4-85	290,000	5.06	290,000	4.78
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	262,900	4.59	262,900	4.34
倉田 陽一郎	東京都江戸川区	216,800	3.78	216,800	3.58
中川 健治	神奈川県横浜市磯子区	150,000	2.62	150,000	2.47
株式会社ヤングアート	兵庫県高砂市米田町島2	146,700	2.56	146,700	2.42
赤沢 誠一	岡山県倉敷市	140,400	2.45	140,400	2.32
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	132,200	2.31	132,200	2.18
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	104,100	1.82	104,100	1.72
計	-	1,779,600	31.05	2,109,600	34.80

(注) 1. 平成28年5月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。なお、上記のほか、自己株式が862,800株あります。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年5月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本新株式330,000株（議決権数3,300個）により増加した株式数及び議決権数を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1．事業等のリスクについて**

後記「第四部 組込情報」の第27期有価証券報告書及び四半期報告書（第28期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第27期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日（平成28年8月31日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月28日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年8月31日～ 平成28年10月28日 (注)	2,000	6,596,900	294	930,751	294	535,501

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3．臨時報告書の提出について

組込情報である第27期有価証券報告書の提出日（平成28年8月31日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成28年9月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成28年8月30日開催の当社第27回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年8月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額40,124,700円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年8月31日

第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名及び監査役3名に対し、役員賞与総額34,624,850円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）2
第1号議案	20,604	59	0	（注）1	可決（99.16%）
第2号議案	20,539	124	0	（注）1	可決（98.85%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席分のうち、各議案の賛否に関して賛成の意思表示を確認することができた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成の意思表示を確認することができた議決権の数を合計したことにより、各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の意思表示を確認することができていない議決権の数は加算しておりません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第27期）	自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日	平成28年8月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第28期第1四半期）	自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日	平成28年10月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年8月31日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるエーベック株式会社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、埼玉県秩父市の太陽光発電施設（メガソーラー）の取得を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成28年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が連結財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月31日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月14日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるエーペック株式会社は、同社の取締役会において多額の資金調達について決議し、その一部を実行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。